

物価高対応子育て応援手当の支給について

1 趣旨

国の、「強い経済」を実現する総合経済対策に基づき、物価高の影響が長期化しその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、こども1人当たり2万円の手当を支給するもの。

2 支給対象者

児童手当支給対象児童（基準日時点）を養育する父母等

3 対象児童

平成19年4月2日から令和8年3月31日までの間に生まれたこども

4 基準日

令和7年9月30日

5 支給額

対象児童1人当たり2万円

6 補正予算額 ※国10/10（物価高対応子育て応援手当補助金）

| | |
|---------------------|-----------|
| (1) 事業費（手当支給額） | 280,000千円 |
| (2) 事務費（電算委託料、需用費等） | 4,766千円 |
| 計 | 284,766千円 |

7 支給について

(1) 一般支給対象者（児童手当を市から受給している者）

児童手当の支給情報を活用し、基準日時点の児童手当受給者に対し、受給の意思を確認した上で、申請不要の「プッシュ型」で2月中を目途に支給する。新生児等は隨時申請を受付し支給する。

※ 対象児童：約11,900人（支給対象者：約8,000人）

(2) 公務員支給対象者（児童手当を所属庁から受給している者）

令和8年2月頃から隨時申請を受付し支給する。

※ 対象児童：約2,100人（支給対象者：約1,000人）

日程については予定であり、国が示す要綱に基づき、早期の支給を目指す。